## 委員会からの指摘事項とその対応の状況 (H30.12.14以降)

| 番号 | 指摘事項  | 対応の状況  |
|----|---|--|
| 1  | 行政がなすべきことと、住民に分担して<br>やってもらうことを明確に示し、それぞれ<br>が工夫する必要がある。  | 公共施設の指定管理や公共事業の業務委<br>託のリストを作成する(準備中)                                    |
| 2  | 自治振興会に指定管理できるメニューリストをつくるべきである。<br>(地域市民センター、公民館は指定管理メニューリストに入れるべき)                              | 23の自治振興会の事務所を置いている施設(地域市民センター)及び公民館について、指定管理のメニューリストを作成する。               |
| 3  | 自治振興会に委託できる事業のメニューリストの追加が必要である。<br>(部局ごとに掘り下げて、自治振興会に委託できるメニューリスト)<br>(例として、学童保育、地域包括センター業務の一部) | 委託できる事業のメニューリストを作成<br>する (準備中)   |
| 4  | 民生委員の孤立を避けるため、自治振興会<br>単位で民生委員ネットワークの形成をして<br>いくべきである。  | 平成31年度途中、民生委員の交代時期<br>(3年任期)に当たるため、民生委員と<br>自治振興会の連携を図ってもらうよう情<br>報提供する。 |
| 5  | 県内のまちづくり協議会の法人化の状況を<br>調べること  | 県内の法人化としては、東近江市の「一般社団法人能登川地区まちづくり協議会」がある。                                |
| 6  | 企業や商工会等が参加している自治振興会<br>の状況を調べること  | 今後、自治振興会活動に企業等が参画しているか、アンケート調査していく。                                      |
| 7  | 交付金の手引き見直しについては、世帯数<br>の定義の整理が必要ではないか。  | 区活動交付金の算出根拠の見直しも含め、全世帯を対象とするかについては議論を深めた上で判断する。                          |
| 8  | 交付金の手引き見直しする中では、「流<br>用」の表記について整理をするべきであ<br>る。  | 交付金の流用をどこまで認めるか、今<br>後、意見を聞いて判断する。                                       |
| 9  | 4つの交付金(基礎交付金・区活動交付金・事務加算金・事業加算金)の見直しについては、全てに限度額を設けるなど、一定の縛りを設けるべきである。                          | 指摘いただいたとおり、4つの交付金について、これまでのルールの良い部分は残しつつ、新たに一定の縛りを設定する。                  |